

## 朝鮮の両班社会

李, 成茂  
韓国国史編纂委員会 : 委員長

<https://doi.org/10.15017/2203036>

---

出版情報 : 韓国研究センター年報. 1, pp.29-36, 2001-03-15. Research Center for Korean Studies,  
Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

# 朝鮮の両班社会

李 成茂 (韓国国史編纂委員会委員長)

## I 両班の概念

朝鮮は中央集権的な文治主義を指向した国であった。このような文治主義国家の支配層は、文人である文官と武人である武官で構成されていた。彼らは朝会で北側に南向して座っている国王を基準として、文官は東側に立つ班列という意味で東班といい、武官は西側に立つ班列という意味で西班ということもあった。このふたつの班列を両班といった。高麗時代には国王の南側に立つ南班がさらにあったのであるが、彼らは門蔭出身で事務職を担当した。南班を両班と合わせて三班ともいった。しかし南班は文・武両班に対抗する班列になり得ないとして、朝鮮時代には南行へ格下げされた。

朝鮮王朝が文治主義国家であったために、文班が武班より優越した。彼らは国家の要職を独り占めし、人事権・経済権・軍事権・言論権・外交権等の重要な権限を独占した。

両班という名称はこのように官制上の文武班から始まったのであるが、このような職責は門蔭・教育・科挙を通じて世襲化されるようにしたので、両班を輩出する家門までを両班と呼ぶようになった。両班が身分概念として使われたのである。

両班は地主であり、知識人であり、官僚であった。彼らは地主の地位を守るために国家を立て、知識人として国家の官僚を構成した。両班になるためには、儒教経典や文学・歴史を勉強しなければならないように制度をつくった。文官の場合、幼いときは家塾で、8歳になると四部学堂や郷校等の小学に入って勉強し、15歳になって生員進士試に合格すると、成均館に入って勉強しつつ文科試験を準備して、国家官僚になるようになっていった。このように幼いときから労働をしないで長い間難しい勉強をする部類は、地主として余裕があり、教育環境がよい両班が有利であった。もちろん一般良人だということで教育や科挙に従事することが

できないのではないけれども、状況が彼らの助けとなることはあり得ず、競争で不利だということになっている。『経国大典』に良人の科挙応試を禁止する法制をつくっておかないでいる。朝鮮王朝は能力主義社会であったので、能力があれば誰でも教育・科挙・官職に従事することができた。しかし両班は難しい漢文の勉強をして文・史・哲に通達してはじめて国家官吏になることのできる制度をつくっておいたのである。

教育や科挙では行政実務を勉強するのではなかった。哲学・文学・歴史等、教養を備えた人間になる勉強をし、このような人文教養（儒教教養）が国家を統治する基礎とならねばならないと考えた。そうして第1支配層である彼らは、複雑な行政実務を第2支配層である中人に任せ、王道政治の基礎である人文教養を積み重ねたのである。良人や賤人は労働階級として国家や個人を支えるようにした。良人は国家のために租税・力役・貢物を納めねばならず、賤人は国家機関や両班のために働くようにした。特に両班が労働せずに勉強や官職に安心して従事することができるようにするために、賤人には公民権を与えずに賤視した。彼らは教育・科挙・重要官職に従事することができなかった。そうして征服戦争がなくなって以後、賤人である奴婢の受給のために奴婢世伝法をつくり、父母の中で一方のみでも奴婢であればその子孫は無条件で奴婢になるようにする悪法をつくっておくまでした。もちろん国家のために奉仕する良人の数が足りなければ、両班や40歳以上になった良人の父をもった人の実子を良人とする奴婢従父法を間歇的に実施したが、本来は父母の中で奴婢がいれば無条件に奴婢にする一賤則賤の原則を守ってきた。

そして奴婢の実子は、動物と同様に母の上典の所有とする賤者随母法を適用した。

両班の別の名称としては、士大夫・士族・士林・士類・士流・ソンビ等があった。士大夫は本来、五品以下の

文官を士、四品以上の文官を大夫というところから出てきたので、文官を指称する用語である。しかし士大夫という用語は歴史的な概念として使われもした。中国の宋王朝以後、揚子江流域が開発されていく中で成長した文人及び読書人層を指称する用語として使われたのである。このような士大夫層は12世紀の高麗中期以後、江南農法が導入されてから新たに成長した知識人層を指称するようになった。本来武官は士大夫ではないのであるが、文官が優勢な文治主義体制下では武官まで包含して士大夫ということもあった。

士族は士大夫の族属を意味する身分概念である。この場合の士は知識人層・読書人層をいうのであるが、16世紀以後に多く使われたが、法制的な用語ではない。士林は士大夫の林という意味で、中央と地方に広がっている知識人層・読書人層をいう。彼らは16世紀以後、勲旧派に代わって政局を主導した。彼らの政治を士林政治という。党争はその副産物である。士類は知識人・読書人層で、士大夫の部類という意味である。ソンビは法制的な用語ではない。一般で呼ぶ知識人層で、とくに品行が優れている儒学者を指称する。主に16世紀以後に多く使われた用語である。

## Ⅱ 両班の成立過程

新羅時代には血統でのみ身分を区分する骨品制があった。生来的に聖骨と真骨は王族で、六頭品は貴族であり、五頭品以下は中央と地方の官僚であった。三頭品以下があったのであるが、記録にはないので、一般人であった公算が大きい。

骨品制下では職能の区別がはっきりしなかった。言い換えれば文武官の区別がなかった。したがって文班は文官が、武班は武官が従事する官僚群で区分された両班制度はなかったわけである。

両班の始源は、高麗景宗元年（976）の田柴科に遡及する。このときに官僚群を文班・武班・雑業に区分し、各品に従い収租地と柴地を分給した。その後高麗宣宗14年（995）には唐王朝の文武散階を受容して初めて文武官の官階が定められた。しかし当時の文武散階は唐王朝の制度をそのまま受け入れたものであるために、

高麗の実情に合わなかった。そして実際には文散階のみ使われただけで、武散階は満足に使われなかった。武散階は郷吏・老兵・耽羅王族・女真酋長・工匠・楽人に、変則的に与えられたのみである。そのため均衡ある文・武両班制度が未だ定着し得ない状態であった。文官と武官が皆同様に文散階を受けていたのである。したがって高麗後期まで継続的に文散階の改編ばかりあるのみであった。

官階のみならず科挙試験も文科と雑科ばかりあるのみで武科はなかった。ただ睿宗4年（1109）7月から睿宗11年（1116）正月まで約7年間、国学七齋の1つとして武学齋を置き、一時武科を実施したことがあったが、これ以上持続することはできなかった。

さらに武官は文官に比べて差別待遇を受けた。武官には二品以上の職がなく、武官は宰相になるのが困難であった。軍事統帥権さえも文官が担っており、文官が軍職を兼ねる場合が多かった。そうして武官は不満が多かった。高麗毅宗のときに武臣乱が起り、100余年の間武臣政権が立っていたこともそのためである。

モンゴルの侵入で武臣政権が退き、高麗前期のような文治主義の政治が継続されたが、文武の均衡は成し遂げることができなかった。

このような不均衡な高麗の両班体制は、朝鮮王朝が建国されてからある程度、均衡を取り戻すようになった。新しい王朝を建国した李成桂が武臣出身であり、高麗末の紅巾賊・倭寇の侵入を防ぐ将卒としての功が大きかったためである。太祖元年（1392）7月に制定された官制に、文・武官を差別してはならないという精神の下で、文散階とともに武散階を新たに設置した。そうして名実相符合した両班体制が備えられた。しかし武散階には正・従九品階がなかった。

のみならず、高麗時代になかった武科も新たに生まれた。高麗恭讓王2年（1390）に一時武科が設置されたが、施行されることはなかった。武科は太祖2年（1393）に初めて実施された。

高麗では中央集権的文治主義国家を確立するために、地方の武人的性格を帯びている郷吏の子弟を、教育・科挙・其人制度を通じて中央官僚に編入させようと努力した。しかし官職数は定められており、官職を与え

るべき人は多かった。そうして同正職・検校職・添設職のような実職ではない散職を多くつくり、彼らに与えた。仮の官職を多くつくったのである。そうして官界は飽和状態に至るようになった。

ここに朝鮮王朝が立つと、これらの官僚群を整理する必要があった。まず郷吏の雑科を通じた免役を制限した。恭愍王12年（1363）から雑科を通じた郷吏の免役を禁止させ、禡王9年（1383）からは郷吏の3人の息子の中で1人（三丁一子）だけ雑科に応試することができるようにした。さらに生員・進士試覆試の前に受ける学礼講（小学・家礼試験）の外に、郷吏は四書と一經の講試験をさらに受けなければならないようにした。郷吏の兩班としての進出を制限するためであった。

一方既往の兩班官僚になった郷吏の中でも、文科に合格したり国家に功労を立てたりした人でなければ、添設二品以下・現職三品以下は郷吏に還元させた。郷吏に与えた外役田も世宗27年（1445）7月から与えず、禄俸さえも与えなかった。郷吏に土地も禄俸も与えず、彼らを郷役負担者に格下げしたのである。

さらに土豪的郷吏を除去するために、元惡郷吏処罰法をつくった。『經国大典』に記されているこの法によれば、守令を嘲弄したり農民を搾取して豪華な生活をしたりする者は駅吏とした。彼らは東西北側の四郡六鎮へ送られることもあった。郡県改編に反対する郷吏も同様であった。

そして地方においても、すでに国家の官品を受けた者は士族に分類し、国家が積極的に支援した。郷吏の80%を別の地域に人事異動し、地方縁故権を剥奪するかと思えば、兩班の土姓・郷吏の統姓に区分して、郷吏をして地方支配者から一介の行政使役人にならしめた。士族兩班は留郷所・郷約・郷飲酒礼・郷校等の地方自治組織をつくり地方支配権を確立した。郷吏や人民が守令を告発することができないようにする部民告訴禁止法をつくり、守令権を強化してやることもあった。そうして郷吏は次第に中人層へ格下げされるようになった。

中央の胥吏も同様であった。高麗時代の胥吏である吏は、文・武に対抗する独立した班列をなしていた。しかし禄科田制が施行されてから、胥吏に科田を与え

ず禄俸さえ与えなかった。勤務日数も兩班が參下官で450日であるのに比べて、録事は514日、書吏は2600日を勤務しなければならず、官品もなく、行政職にのみ勤務できるようになった。それも官職の停年である去官制によって、參下官で辞めなければならなかった。去官後に運がよければ守令や駅渡丞に進出むことができたが、順番が回ってくるのが困難であった。彼らの限品は正七品であった。

訳官・医官・陰陽官・律官等の技術官は、少しよい方であったが、儒教で技芸を賤視したために、兩班から差別待遇を受け始めた。このような技術官は国家で必要な知識を備えており、兩班に従事することを勧めたが、皆忌避した。彼らの限品は正三品堂下官であった。或いは国家に功が多い訳官や医官が堂上官に昇ることがあったが、官品ばかり昇るのであって、そのような官職があったのではない。それも兩班官僚が言葉を極めて反対した。

兩班の庶孽は、庶孽差待法によって徹底して差別待遇を受けていた。彼らは文科・生員進士試に応試することができなかった。同じ兩班の子息であっても、母が賤妾であれば科挙や官職に就くことができなかった。良妾の実子も差別を受けることは同様であった。しかし二品以上の官の庶孽は、良妾の子孫の場合技術官に従事することができた。そのため彼らは中庶といって技術官とともに中人に分類された。

駅吏・将校の部類であった校生も、中人に分類された。このように15世紀には官僚群が兩班と中人に兩分化されていった。兩班が第1支配身分階層であるとすれば、中人は第2支配身分階層を構成していた。兩班は文武科・生員進士試に応試し、中人は雑科に応試する傾向が強かった。兩班は政策立案者層であり、中人は行政実務者層であった。兩班は、複雑な対面業務は中人に任せ、労働は奴婢に任せた。そして余裕のある生活を楽しみながら詩文を詠み、王道政治を謳歌した。

### Ⅲ 兩班の特権

#### 1. 兩班と科挙

兩班はまず科挙試験に応試するのに有利な条件を備

えていた。両班は文科・生員進士試に応試するのに何の欠陥もなく、科挙試験を準備するための教育環境においても有利であった。両班は地主であったので、勉強するのに経済的余裕があり、家内に本もあって立派な学者もおり、幼いときから家塾で勉強して8歳になると学堂や士林の学校である私学に入学することができた。韓国が士林学校の伝統が強かったこともそのためである。両班子弟は、15歳になって学業の成績がよければ成均館の奇齋に入って勉強することができ、生員進士試を受けるために成均館の正規生になることもできた。生員進士試を、必ずしも郷校・学堂の在學生でなくても応試するようにしたことも、士林学校に通う両班子弟に有利にするためであった。もちろん科挙試験に応試しようとするれば、郷校や書堂に学籍をもっていなければならないのであるけれども、両班は郷校の非正規生として登録し、青衿録に入っていたので、別に問題がなかった。郷校の正規生はむしろ軍役の免除を受けようとする良人の子弟で満たされていた。両班は正規生でなくても軍役を尊法的に免除されたので、無理に施設も悪く先生も質が低い郷校に行く必要がなかった。郷校の教官も、500戸以上になる邑には文科合格者が行くようになっていたのであるが、皆忌避して行かなかったので、実力のないボランティアである学長が担当している状態であった。郷校がこのように変則的に運営されていたことも、両班子弟に有利にするためであった。

科挙試験に応試しようとするれば、推薦書を受けとらなければならないのであるが、先祖の中に顯官（九品以上の両班職）がいれば、それも免除された。良人は現職官吏でも、中央は5部、地方は京在所両班の推薦書3枚ずつをもらってこなければならなかったのも、不利な条件を備えていた。

『経国大典』には良人の科挙応試に対する言及がない。言及がないので応試することができたと見なければならない。非両班出身者はそのまま置いておいても競争状態にならなかったのも、無理に制限規定を設ける必要がなかった。ただ競争状態になる両班庶孽や郷吏の科挙応試は禁止したり制限規定を設けたりした。両班庶孽は賤系血統が挟まるとして、最初から科挙応試を

禁止し（文科・生員進士試に限って）、郷吏は文科の場合、覆試前に四書一経をさらに試験して選抜する装置をしかけておいた。雑科を通じた郷吏の免役を制限するために、3子の中で1人のみ応試することができるようにした。彼らは経済力や知識が両班子弟と競争状態になるに値するためである。科挙及第者の中に郷吏や一般良人の合格者が少なかったこともそのような理由からであった。良人がいくらでも合格して郷校において無料で勉強することができたということも説得力がない。一部寒微な家門から科挙合格者が出た事例が記録されているが、これは特殊なために記録に残ったのである。彼らが皆良人であったという保証はない。寒微な両班であったこともあり得る。良人が経済的余裕があつて、科挙を受けることができる程度であれば、すでに両班になっているためである。

## 2. 両班と官職

両班子弟は官品に従い、すでに蔭職を備えていた。一品の子弟は七品に直接任命され、二品以上は八・九品の蔭職を受けていた。議政府・六曹・司憲府・司諫院・弘文館・芸文館・承政院等の両班清要職の子弟も蔭職を受けた。彼らは各司南行や成衆官に入り、行政実務を身につけて官品を受けつつ、文科に合格すればその成績に従い最大四品階をさらに受け、既往の官品が受けた品階と同じであればそこで一品階をさらに与え、現職官吏として任命される特権を備えていた。高麗時代に禁止していた現職官吏の科挙応試を朝鮮時代には許諾したことも、両班の特権を保証してやることであった。

両班官僚には職種の停年である限品がなかった。彼らは重要官職を独占し、科挙を通じて高速で昇進することができた。官職のロイヤルコースである清要職をあまねく経験することができ、彼ら清要職従事者には、昇進において勤務日数を満たさなくてもなるようになっていった。技術官は正三品堂下官、胥吏は正七品に至ると官職から離れなければならない。引き続き勤務を願えば、官品は与えるが正三品堂下官にとどまり、限品内の官職を担当しなければならなかった。

両班の職種は別にあり、技術職や胥吏職は従事しな



基調報告を行う 李 成茂氏

いよう忌避した。訳官や医官の場合、国家が必要であったので、両班子弟に従事させるために習読官という別途の両班職を置いて奨励した。

両班職と非両班職を区別するために、郷吏に従事する土官階と良賤人が従事する雑職階を別に置いて運営し、宗親も同じ文散階中に宗親階を置いて区別した。宗親は5代が過ぎれば両班と同じ資格をもつのであるが、それ以前には官職に就くことができないようにした。

両班の中でも文班が武班より優勢であった。文官は軍事統帥権や司令官職を兼任し、兼職制度を置いて権力を集中した。

科田においても両班は多くの収租地を受けた。武官職は6ヶ月ごとに交代で禄俸を受ける廻兎職を受けた。技術官も同様であった。

彼らは人事権・言論権・財政権・外交権・褒貶権・軍事権・祭祀権を独り占めし、刑罰においても叛逆・謀反でなければ斬刑や絞刑を受けず、賜薬を受けたり帰郷して政治活動を制限されたりする程度であった。礼は庶人に及ばず（礼不下庶人）、刑罰は大夫に及ばなかった（刑不上大夫）。法罪を犯しても、刑曹で取り調べを受けず義禁府で罰し、二品以上は必ず王に許諾を受けてはじめて処罰することができた。軽い処罰は自

分の奴婢が代わりに受けた（囚家僮法）。

### 3. 両班と軍役

両班も本来は官職を持たなければ軍役を負わねばならなかった。しかしいろいろな非合法的手段で軍役を免除された。官職を得たり館学生徒になれば軍役が免除され、権力や金銭をかけて軍役を脱法的に免除された。おそらく軍隊に行く場合にも、軍戸と保人で構成される三丁一戸の軍役編制で戸首を引き受け、別の人を代わりに送って（代立）、保人にその費用を搾取することもあった。そして軍役制度が崩れて最初から布を代わりに出すようになり、両班は軍役に入らなくなった。

両班は軍隊に行っても将校として行った。官職を歴任した人は受田牌や無受田牌として編成され、甲士・別侍衛・親軍衛・内禁衛・内侍衛・兼司僕・宣伝官等の両班職業軍である特殊兵種に従事したり、族親衛・功臣嫡長・忠義衛・忠贊衛・忠順衛等の貴族宿衛軍に従事したりした。彼らは官職者として国家の禄俸を受ける武官であった。王室や国家を護衛する任務を非両班に任せることができなかったのも、彼らに任せたのである。両班子弟の中で優秀な人は科挙試験を受けて

高位の官僚になったのであるが、そうすることのできない人は王室や国家守護の業務を担うようにした。彼らこそ王室や両班体制を守る守護者として適切であったためである。

#### 4. 両班と土地所有

両班は地主であり、知識人であり、官僚であった。したがって彼らは私有地と奴婢を所有しており、国家から一定規模の収租地を受けた。科田は国王から、忠誠に対する代価として受ける世禄であった。この収租地は国王から取り入れるようになっているものであったが、国家の官職に奉仕する代価として、代々両班の生計を保証してやるために与えるものであった。この収租地は現職官僚としている時のみならず、官職を辞めても死ぬときまで受け取り、死後でも妻や子女に世伝した。このような収租地を確保するために京畿を左・右道に増やしてこれを充当するようにした。

この世禄としての科田は、世官としては蔭職とともに両班の経済的な2大特権の1つであった。国家では次第にこのような収租地をなくそうとしたが、世祖朝に至って職田法が設置されて現職官僚にのみ科田を与え、成宗朝からそれも国家で直接税金を取り立てて農民搾取を減らすようにしたのであるが、それも副作用が甚だしくなると、明宗朝に王室科田を除外して廃止した。官僚にはサービスの代価として禄俸のみ与えればよいので、別途に世禄としての科田を与える必要がないという与論のためであった。これは朝鮮王朝の中央集権体制が整うに従い、分封制の遺制である科田をこれ以上与える必要がなくなったことでもあった。

一方両班には功臣である場合に功臣田、勲臣である場合に別賜田を与えた。功臣田は王室や国家に功を立てた人に与えるもので代々世伝され、別賜田は両班官僚に広い賜牌地を与えて土地を開墾するようにしたのである。両班は権力があり多くの奴婢を所有していたので、開墾に有利な立場を備えていたためである。しかし両班は無主陳荒地を国家から立案のみ受け取っておき、開墾をしなかったために、3年間開墾しなければ改修するようにする規定がつくられもした。このような賜牌地は日帝の土地調査事業でも除外され、今ま

でその所有権が門中にある状況である。

功臣田と別賜田では税金を取り立てないようになっていたのであるが、次第に税金を取り立てたり所有権を制限したりしようとする動きが見えはした。

両班の所有地を増やす方法としては、新しい土地を買い込む買得、他人の土地を奪う奪占、別人の土地の寄贈を受ける寄進や、土地をもって入り耕作権のみ所有する投托、新しい土地を掘り起こす開墾、土地を貸してもらい一定期間所有権を占有する還退等の方法があったが、開墾や買得が非常に多かった。彼らは江南農法が入って農業技術が発達すると、土地を集積して農莊をつくり、山川を境界とする程度に大土地所有をするのみならず、税金を特権的に免税され、国家を減ぼす要因となりもした。

科田法が実施され、朝鮮初期の農民生活を安定させるために、一時的に土地売買を禁止したことがあったが、世宗朝から解除されて土地売買や典当贈与が広く流行した。

両班地主は多くの土地を奴婢に直営させたり小作人に与えて並作半収をしたりして富を蓄積していった。所得が増えて彼らは長利を置いて更に多くの金銭を備えるようになった。長利の場合、王室も例外ではなかった。借金を返すことのできない農民は、結局土地を奪われ経済基盤が揺らぎまでした。王室や官庁は海辺の漁梁を折受されたり、王室の土地を内需司に管理させたりもした。農民の土地も内需司田にし、宮房田として運営することもあった。

朝鮮後期に経済関係が発達すると、小作地を経営して富者になった経営型富農が多く生まれたという説もあるが、これは虚構である。当時の地主が、広作をするのが一般的な形態であって、小作人が富者になることのできる雰囲気であり、両班の起主を所有主ではない小作者であると想定して統計を出した誤りから導き出された理論であるのみである。

#### Ⅳ 安定論と変動論

今学会では、朝鮮初期の士族が朝鮮末期までそのまま持続したという安定論と、身分変動が甚だしく新し

い士族として台頭してきた人々が多かったという見解が対立している。地方社会にあつて、根を下ろした士族達が継続支配して新しい血が流れ入ってくることがなかった、というのが安定論者達の主張である。これは有数な地方士族の事例のみを集中的に追跡した結果ではないかと思われる。彼らはたとえ空名帖を通した納粟補官や、族譜・戸籍偽造などで両班となった新郷がいたとしても、既存両班であつた旧郷は彼らを認定しなかったのである。

しかしどんな社会でも、変化しない社会はない。地方士族も歴史発展により変化することだけは事実である。

まず特定地域に中央士族達が外家や妻家をともなつて、新しく入郷する人々が増えてきた。彼らは在地士族と婚姻を通して結束しつつ、中央の影響力を活用し新しい支配士族として登場するようになり、土着両班たちは没落し、別な地方へ移転しもした。熾烈な競争で没落する両班が生じもした。

また、朝鮮後期になると、農業技術が発達するにつれ、新しく富を蓄積した非両班層が金で両班を買ったり、不法な族譜・戸籍偽造等で両班に上昇する部類もあった。ここでは国家が一助をなしもした。納粟や空名帖を売って、行き詰まった国家財政に充当したためである。このように成長した新郷達は、両班と婚姻を広めつつ、徐々に留郷所・郷庁・郷約・郷案に参与しようとした。旧郷達はこれを阻止しようと努めた。そうして新郷と旧郷の対立が甚だしくなり、郷案罷置や郷戦が起こるまでとなった。地方によって差異はあるが、これは朝鮮後期の1つの趨勢でありもした。

国家ではむしろ、新郷の肩を持つ外なかった。1つは旧郷が中央集権にとって邪魔な存在となったためであり、もう1つは新郷輩出の原因行為を国家がなしたためである。朝鮮初期に中央政府は身分再編成のために郷吏を抑え、士族を支援したが、既得権を占めた士族が中央集権に阻害的な存在へ変わっていったために新郷が浮揚するようになったのである。新郷は郷庁を占拠し、旧郷は別に司馬所を作ったり書院や郷校を拠点として再結束したために、国家では郷庁を最初から守令の隷下に編入し守令権を強化した。

財産相続における均分相続も、地方勢力の成長を

制限する法制の内の1つであつた。地方両班は、子孫を多く残せば財産が分割され零細化することになる。これを克服するためには、開墾や土地買収を通して財産を継続して増やしていかなければならないが、これはたやすいことではなかった。これに家運の位相を高めるために宗孫を中心として同族部落を作り、書院・祀宇・樓亭・影堂・碑石などを建てる一方、財産を宗中に集中するため宗契・宗約などを作った。祖先の文集や族譜・派譜を刊行することもその一環であつた。そうすると自然に、均分相続よりは宗孫や長子に財産を集めてやる外なかった。宗中財産を伸ばしていったり、相続で祭祀条が多くなつていったこともそのためであつた。そして17世紀からは朱子学的名分論が重視され、子孫が絶えれば養子を迎えて家系を継承するようにした。租税の共同納が流行し、基金を用意するために契が作られもした。両班の上契と非両班の下契が連携しもして、身分的不利益のために下契の反発が起こりもした。

旧郷は生き残るために家門の結束を固めることに専念し、新郷を身分上昇の効果を手に入れるために、婚脈と彼らとの間の交流を広げていこうとした。そうして有数な士族は、排他的地位を強化するため師承関係や党派に連なるのに忙しかつた。これで、両班身分内部に多様な層が生ずるようになった。李重煥がいう大家・名家などがそれである。良人農民と賤人農民が社会経済的に接近し常漢と呼ばれたが、反して両班や中人はその内に多くの層を生ずるようになった。

戸籍を研究する人々は戸籍に記載された身分内容を統計で出し、身分構成を語った。しかし戸籍に記載された職役一つ一つが何であるか明らかでない上に、両班に分類した職役も、内容を探ってみれば多様な身分層が含まれているため、正確な統計は難しい状態にある。たとえば四方博の大丘戸籍研究で、幼学を全て両班として統計を出しているが、実際の朝鮮後期の幼学は必ず両班だということはできない。単に学校に籍をもつておれば、科挙に合格し得ない部類をも幼学と呼んだだけである。訳官薦挙でも幼学が出てくるのも、そのためである。しかし彼の統計で両班が80%というのは信じることはできない。

一方19世紀に至り、中人家門もみな両班家門を標榜し、

黒白を弁じ分けることができなくなった。また没落両班が多く生まれ、名のみ両班身分だけをもっている残班も多かった。商工業が活性化するにつれ新しい富者も現われ、身分の混淆はより甚だしくなった。

このような点を考慮してみる時、安定論は多様化した両班身分層の中で有数な家中に執着する理論で、変動論は社会変化をよく説明しはするが骨髄両班の存在を度外視した感がある。なぜかといえば、朝鮮末まで両班体制は継続存立して来て、その中心的役割はこうした核心の両班が果たしたためである。

党争が甚だしくなるにつれ、核心両班の分裂も甚だしくなった。消耗的な戦争で核心両班の結束が弱まり、地方両班は、党争で失敗すれば被害は同じく受けたが、成功したとしても別に得るところがなく、ずっとそのままだった。勢道政治の実施でこのような傾向はさらに甚だしくなった。これは、下層民の身分上昇と並んで朝鮮両班社会が根底から動揺することを意味する。

そして下層民の上昇が漸次的で、決定的なものではないといっても、これが新しい社会を指向する変数であったために、変化を説明する要とならねばならないと考える。